

### **(産業廃棄物の処理に関する特記仕様書の補足事項)**

- 1 工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）第1条の規定により必ず電子マニフェストを使用すること。
- 2 特記仕様書第2条に規定している書類の写しについては、施工計画書に添付して監督担当職員に提出すること。
- 3 前項で提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを監督担当職員に提出すること。
- 4 特記仕様書第3条に該当する場合は、第4条の規定により紙マニフェストの交付について事前に様式1を提出し、監督担当職員の承諾を得ること。
- 5 前項で報告した内容に変更が生じる場合は、事前に様式1を再度提出し、監督担当職員の承諾を得ること。
- 6 特記仕様書第3条に該当する事象が解消された場合、その事象が解消された日以降に発生する産業廃棄物については特記仕様書第5条の規定により電子マニフェストを用いて処理を行い、様式2により監督担当職員に報告を行うこと。
- 7 監督担当職員に事前に承諾を得ることなく、紙マニフェストの交付により産業廃棄物を処理した場合、監督担当職員の指示に従い、様式3によりその顛末等について報告すること。